



■普通救命講習市民受講率日本一を目指して

本市では、普通救命講習市民受講率日本一を目指し、平成26年度まで年間受講率を本市の対人口比2.5%である4,000人とすることを目標に計画を推進しており、平成24年9月9日に「救急の日 2012・習志野 ～普通救命講習市民受講率日本一を目指して～」を下記のとおり開催します。

日 時	平成24年9月9日（日）午前10時00分から
場 所	習志野市消防庁舎 5階講堂

1. 特別応急手当協力事業所・応急手当協力事業所認定証交付式

救命効果の向上を目的とし、一定数以上の従業員が普通救命講習を修了した事業所等で、近くで事故などが発生した場合、救急現場まで、迅速に駆けつけ、119番通報や応急手当などに協力していただける市民や事業所を協力市民、協力事業所として認定する制度を設けました。この制度における最初の認定事業所として、市内2事業所に「認定証」及び「認定ステッカー」を交付します。

○特別応急手当協力事業所

社会福祉法人慶美会 特別養護老人ホーム マイホーム習志野

○応急手当協力事業所

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設 ケアセンター習志野

2. キラット・ジュニア防犯隊の救急講習

本市では、安全で安心なまちづくりを実現するため、小学校から大学、社会人というように、生涯教育としての一貫した普通救命講習を実施することとしています。本市にとって、小学生を対象とする救命講習は初めてのことであり、受講するキラット・ジュニア防犯隊の児童たちにとっても、初めての救命講習です。

【問合せ】	消防本部 警防課 宮崎	TEL 047 (452) 1283	内線 314
-------	-------------	--------------------	--------

補足資料（説明用）

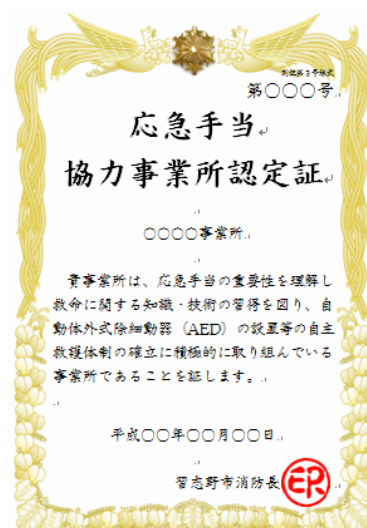
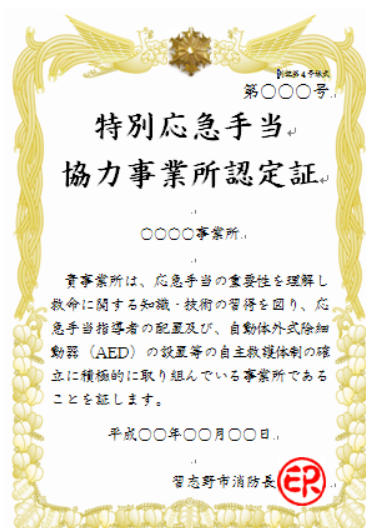
1. 応急手当協力事業所の要件

市内のAED設置事業所等で、従業員の30%以上又は50人以上が、普通救命講習の受講を修了し、その従業員が常に勤務していること。

2. 特別応急手当協力事業所の要件

応急手当事業所の要件を満たし、応急手当普及員又は応急手当指導員の資格を有する従業員等を配置し、事業所内で定期的に従業員に対し、普通救命講習を実施していること。

3 認定証



4 認定ステッカー

